

西尾久地域包括支援センター（指定介護予防支援事業）

運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人あそか会が運営する西尾久地域包括支援センター（以下「包括支援センター」という。）の運営について必要な事項を定め、当該包括支援センターを利用する利用者がその有する能力に応じて自立した生活を送れるよう、適切な地域包括支援センター事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業の実施にあたっては、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳ある生活を継続できるよう、利用者の立場に立って支援を行うものとする。

- 2 包括支援センターは、利用者が可能な限り自立した生活を営めるよう、介護予防対策及び各種の保健、医療、福祉サービスを総合的かつ効果的に提供することとし、これに係わる関係機関等との調整に努めるものとする。

（事業所の名称）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 西尾久地域包括支援センター
- 2 所在地 東京都荒川区西尾久1-32-8 小林ビル1階

（事業の実施主体）

第4条 事業の実施主体は、社会福祉法人あそか会とする。

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第5条 包括支援センターに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名
管理者は、センターの職員の管理及び業務の管理を一元的に行い、業務上支障のない限り他職務を兼務できるものとする。
- 2 社会福祉士 1名以上
- 3 保健師又は経験ある看護師 1名以上
- 4 主任介護支援専門員 1名以上
- 5 その他、介護支援専門員等上記以外に必要な職員を置くことができるものとする。

（営業日及び営業時間）

第6条 包括支援センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日～土曜日 9：00～17：00
日曜・祝祭日及び12月29日から1月3日は休業日とする。
- 2 上記の日時以外についても、併設包括支援センターにて電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（事業の内容） -

第7条 包括支援センターは、次の事業を行うものとする。

1 包括支援センター事業

(1) 包括的・継続的ケアマネジメント支援

関係機関との連携を図り、介護支援専門員に対して個別支援を行う。また、事例検討会や研修を実施する。

(2) 地域支援の総合相談

地域高齢者からの相談を受けるとともに、心身の状況や家族環境について実態を把握する。

(3) 権利擁護

実態把握や総合相談の過程で、特に権利擁護の観点から支援が必要な場合には成年後見制度等諸制度の活用を図り、また、高齢者の虐待防止に努める。

(4) 介護予防事業の推進

二次予防事業対象者となった者に対して、介護予防プランを作成し、介護予防教室等への参加を奨励し、継続的に支援する。

(5) 荒川区高齢者ささえあい見守りあい事業の推進を行う。

2 指定介護予防支援事業

(1) 指定介護予防支援事業は、要支援の認定を受けた予防給付対象者に対し、介護予防のための効果的な支援の方法(厚生労働省令37号第29条から31条の規定)に従ってサービスを提供する。

(2) サービス担当者会議について

1) 開催場所は第3条に規定するセンター内、サービス事業所内又は自宅等とする。

2) サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。

(3) 担当職員による居宅訪問頻度等

1) 提供開始月

2) 提供開始月の翌月から起算して3月に1回

3) サービスの評価期間が終了する月

4) 利用者の状況に著しい変化があったとき

なお、利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、サービス事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するように努めるとともに、当該面接ができない場合にあつては、電話等により利用者との連絡を実施する。

(4) モニタリングの結果記録 少なくとも1月に1回

3 利用者の相談を受ける場所は第3条に規定するセンター内又は自宅とする。

(事業の委託)

第8条 包括支援センターは、介護予防支援を行うにあたって介護予防サービス計画書の作成及びケアマネジメント業務の一部を居宅支援事業者に委託することができるものとする。

(内容及び手続きの説明及び、同意、契約)

第9条 包括支援センターの利用にあたっては、あらかじめ、利用者に対し、包括支援センターが定める当該運営規程等の重要事項を記した文章(重要事項説明書)を交付し、説明を行い、利用者の同意を得た上で利用契約書を締結するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域については、荒川区西尾久地区とする。

(利用料)

第 11 条 介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、利用者の自己負担額は無料とする。

(地域包括支援センター運営協議会との協議)

第 12 条 下記の事項について、地域包括支援センター運営協議会との協議を行うものとする。

- 1 包括支援センターの公正・中立性の確保に関すること。
- 2 包括支援センターの職員の確保に関すること。

(関係機関との連携)

第 13 条 当該事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業者や他の指定居宅サービス事業者をはじめ、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携に努めることとする。

(苦情処理)

第 14 条 包括支援センターは、利用者に提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対処するものとし、これに係る担当職員を配置し、事実関係の調査に基づき、改善の措置を講ずるとともに、利用者及びその家族に説明しなければならない。

(秘密保持)

第 15 条 利用者やその家族に関する個人情報など、業務上知り得た秘密を保持することとする。

(虐待防止)

第 16 条 包括支援センターは虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に関催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 包括支援センターは、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村に通報するものとする。

(身体的拘束の適正化の推進)

第 17 条 包括支援センターは、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等が禁止となり、委員会の設置・指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じ、身体的拘束等を行う場合は記録を義務付ける。

(個人情報保護)

第 18 条 包括支援センターは、「個人情報保護に関する基本方針」「個人情報保護に関する基本規則」に則り、個人情報の取得、利用、開示、委託等を適切に行い、個人情報の保護を図るものとする。

(事業継続計画の策定等)

第 19 条 包括支援センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 包括支援センターは、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 包括支援センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理及び従事者等の健康管理等)

第 20 条 包括支援センターは、当該事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1)包括支援センターにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2)包括支援センターにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3)包括支援センターにおいて、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(職員の研修)

第 21 条 職員の資質向上を図るための研修の機会を確保することとする。

(損害賠償)

第 22 条 包括支援センターは利用者へ提供したサービスに関して、明らかに包括支援センターに起因する事故等により損害を与えた場合には、損害賠償を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 23 条 包括支援センターは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(改正)

第 24 条 この規程の改正、廃止するときは社会福祉法人あそか会理事会の議決を経るものとする。

(施行)

第 25 条 この規程は 2024 年 9 月 1 日から施行する。